

## 九州大学男女共同参画推進室『ポリモルフィア-Polymorfia』投稿規程

本規程は、九州大学男女共同参画推進室『ポリモルフィア-Polymorfia』における掲載記事のうち、投稿に関する必要事項を定めたものである。投稿とは、編集委員会が企画する記事とは別に、掲載を希望して記事を編集委員会に寄せたものを言う。

### 1. 本誌の名称

九州大学男女共同参画推進室は、機関誌を発行し、名称は『ポリモルフィア-Polymorfia』（以下、『ポリモルフィア』）とする。

### 2. 投稿資格

『ポリモルフィア』では、ダイバーシティ、男女共同参画、女性のキャリア形成等に関わる分野において、研究、教育、もしくはその他の活動実績を通じて一定の見識を有する方からの投稿を受け付ける。投稿資格については、編集委員会がこれを最終的に判断する。共著の場合は執筆者全員が投稿資格を満たすこととする。

### 3. 投稿内容

投稿する内容は、ダイバーシティ、男女共同参画、女性のキャリア形成等に関わるものとする。

### 4. 投稿にかかる記事の種類

投稿にかかる記事の種類は以下のとおりとし、日本語で執筆する。

- ①論文
- ②研究ノート
- ③資料(史料) (データ分析、翻訳等を含む。翻訳は著者の翻訳許諾済みのこと。)
- ④書評
- ⑤研究動向
- ⑥活動報告
- ⑦エッセイ
- ⑧その他編集委員会が認めたもの

### 5. 記事の分量・様式

- (1) 投稿にかかる記事は、その種類にかかわらず、『ポリモルフィア』各号当たり原則として一人一編までとし、記事は本規程に記載の要件を満たした未発表のものに限る。二重投稿および剽窃の疑いのある記事は掲載を認めない場合がある。
- (2) 論文の一編当たりの記事の分量は、原則として日本語 400 字詰め原稿用紙に換算して 60 枚以内、A4 判用紙 15 枚以内とし、論文以外の記事については、A4 判用紙 6枚以内とする。日本語要旨、図版及び図表等すべてをこの枚数内に収め、

枚数の超過については、事前に編集委員会の承諾を必要とする。論文には 400 字以内の日本語要旨およびキーワード 3 語を附す。また、論文を投稿する場合は、当該論文の査読を希望する分野を、日本学術振興会の定める科学研究費助成事業（科研費）審査区分表（小区分一覧）より、2つ以上選ぶ。投稿にかかる記事は、別途定められた執筆要項に従って執筆する。

## **6. 発行時期および投稿手続**

- (1) 本誌は、原則として、毎年度 1 回（3 月）発行する。
- (2) 論文は、投稿の締切日(毎年 8 月 20 日)までに、九州大学男女共同参画推進室『ポリモルフィア』編集委員会 投稿担当の下記メールアドレス宛に提出する。ただし、締切日が休日に当たる場合には、休み明けの最初の日を締切日とする。論文以外の記事については、編集委員会が指示する期日までにメールで提出する。
- (3) 投稿者は、記事のコピーを各自 1 部保管する。

## **7. 投稿にかかる記事の審査**

論文掲載の可否は、原則として学内の教員によるレフリー審査を通じ、九州大学男女共同参画推進室『ポリモルフィア』編集委員会がこれを決定する。レフリーへの審査は、執筆者の氏名と所属を伏せて委任し、レフリーは査読規程に従って審査をする。審査基準は (a) そのまま掲載可、(b) 改訂の上、掲載可、(c) 改訂の上、再審査、(d) 別の種別として掲載可、(e) 掲載不可とする。また、字数制限に合わせて論文の短縮を求めることもある。(b)(c)については、速やかな改訂が望まれる。(d)の種別の変更についてはページ数の削減を求めることがある。執筆者が種別の変更に応じる場合は、改訂後の記事を編集委員会に再提出し、編集委員会が最終的な掲載の可否を判断する。

論文以外の記事の掲載の可否は、編集委員会の簡易査読を経て判断する。

## **8. 電子化について**

掲載された記事は原則として電子化し、九州大学男女共同参画推進室ホームページ、または九州大学リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。但し、公開を希望しない場合は所定の手続きを行えば、非公開とすることができる。

論文の投稿・問い合わせ先

九州大学男女共同参画推進室 『ポリモルフィア』編集委員会 投稿担当  
polymorfia@danjyo.kyushu-u.ac.jp

附則

本規程は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

改定 平成 30 年 12 月 19 日

改定 平成 31 年 3 月 31 日

改定 令和 2 年 6 月 5 日

改定 令和 2 年 12 月 1 日

改定 令和 3 年 6 月 16 日

改定 令和 7 年 3 月 3 日

改定 令和 8 年 1 月 26 日